

報道機関各位



## 第1回『地方自治体総合計画に関するアンケート調査』結果

## 地方自治体総合計画に関する唯一の全国調査

公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部の自治体マネジメントセンターは、市区町村において総合計画の策定に役立てていただくことを目的として、この度「地方自治体総合計画に関するアンケート調査」結果を発表した。総合計画の実態については、旧自治省が昭和45年から平成7年まで調査を実施していた。旧自治省が調査を実施しなくなってからは、いくつかの調査が存在するものの平成14年の（財）日本都市センターの調査を最後に、当本部を除き全国的な調査は実施されていない。

調査結果のポイントは以下のとおり。

## 『地方自治体総合計画に関するアンケート調査』結果

**1. 策定義務付けが撤廃されてから、条例で定めている団体は約1/3、6割以上の団体は積極的に位置づけていない**

平成23年5月の地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務付けが撤廃された。98.3%の団体が計画期間中の総合計画があり、91.1%の団体が今後も総合計画を策定する予定となっている。総合計画を策定する根拠については、「根拠はない」とする団体が22.3%に留まっており、各団体で何らかの根拠に基づいていることがわかる。しかし、34.1%が「議決すべき事件を定める条例」を根拠としており、自治基本条例の18.0%、総合計画条例の12.8%を大きく上回っている。総合計画は策定し続けているものの、積極的に位置づけられていないことがわかる。

**2. 一部の団体では総合計画が行政の計画を越えて、地域の各主体の計画になっている**

35.3%の団体が、総合計画に住民や企業、団体、行政など地域を構成する各主体の役割や責務を設定している。このうち、82.5%の団体が基本構想より具体性の高い基本計画で、各主体の役割を設定している。近年、自治基本条例などを制定し、各主体の役割を条例で明確にする団体が増えてきた。基本計画という条例よりさらに具体的なレベルで、各主体の役割を明確にする団体が現れていることがわかる。一部の団体では、総合計画が行政の計画を越えて、地域の各主体までを対象とした計画になっていると言える。

**3. 約半数の団体は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と総合計画の内容を一致させている**

46.1%の団体では、総合計画の数値目標と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標が完全に一致しているか、ほぼ一致している。また、54.9%の団体では、総合計画の数値目標と総合戦略のKPIが完全に一致しているか、ほぼ一致している。ただし、51.4%の団体では総合計画と総合戦略の人口推計が異なっている。一般に総合計画はまち・ひと・しごと創生総合戦略を包含しているものである。今後、総合計画や総合戦略の改定に当たっては、人口推計も含め相互に内容を整合させる必要がある。

**【お問合せ先】 公益財団法人 日本生産性本部**  
 自治体マネジメントセンター（経営開発部内） 担当：佐藤 亨  
 TEL. 03-3409-1118 FAX. 03-5485-7750 e-mail: public@jpc-net.jp  
 URL: <http://consul.jpc-net.jp/jichitai>

自治体マネジメントセンター

検索

## 【調査概要】

調査概要は下記のとおりである。本調査は、慶應義塾大学・玉村雅敏研究室の監修・協力のもと実施した。原則として全ての調査結果は、平成28年8月頃に当本部のホームページで公開する。また、詳細な分析結果については、8月発行の『地方行政』（時事通信社）にて掲載する予定である。

- ・ 調査名：地方自治体総合計画に関するアンケート調査
- ・ 調査対象：全国の市区 813 団体及び町 745 団体（総合計画担当責任者宛）（平成 28 年 2 月末日現在）
- ・ 調査方法：郵送にて配布、回収
- ・ 調査票配布期間：平成 28 年 3 月 14 日～3 月 25 日
- ・ 回収状況：

|       | 全団体      | 市区     | 町      | 不明   |
|-------|----------|--------|--------|------|
| 総数    | 1,558 団体 | 813 団体 | 745 団体 | -    |
| 有効回答数 | 940 団体   | 542 団体 | 391 団体 | 7 団体 |
| 回収率   | 60.3%    | 66.7%  | 52.5%  | -    |

※回収率の分母は平成 28 年 2 月末現在の市区、町の全団体数。なお、村は団体数が少ないため、調査対象から除外した。

## 【総合計画について】

一般に、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層構造から構成される計画であり、当該団体における最上位計画として位置づけられている。基本構想は地域社会や市町村の将来像を示すもの、基本計画は基本構想をより具体化したもの、実施計画は基本構想をさらに具体化したものである。市町村は地方自治法により基本構想の策定が義務付けられていた。しかし、平成 23 年 5 月の地方自治法の改正により策定義務付けが撤廃された。

## 【自治体マネジメントセンターの取組み】

当センターは平成 23 年に我が国のベスト・プラクティスとされる団体にご参画頂き、「新たな総合計画策定モデルの開発に関する研究会」（座長：玉村雅敏・慶應義塾大学教授）を組織した。そして、その成果を「地方自治体における総合計画ガイドライン～新たな総合計画の策定と運用～」として刊行した。平成 24 年には「総合計画の新潮流～自治体経営を支えるトータル・システムの構築」（公人の友社）を刊行し、現在は今後の総合計画のあり方を提示すると共にその普及に努めている。なお、平成 24 年 4 月には、「地方自治体における総合計画の実態に関するアンケート調査」調査結果報告書を刊行し、全文をホームページで公開している。